

市内障害児通所支援事業所 各位

横須賀市民生局福祉子ども部障害福祉課長

障害児通所支援事業強度行動障害児支援加算への対応について

日頃から本市の児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の報酬改定により強度行動障害を有する児童への支援を充実させる観点から見直しされた強度行動障害児支援加算について、加算を算定する場合の対応の方法を整理しましたので通知します。

今後、以下のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

1 加算の対象となる事業（重症心身障害児に支援を行う場合を除く）

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

2 障害児通所支援事業強度行動障害児支援加算の内容

(1) 児童発達支援

- ① 強度行動障害児支援加算：200単位（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。

(2) 放課後等デイサービス

- ① 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）：200単位（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。
- ② 強度行動障害児支援加算（Ⅱ）：250単位（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）
強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。

3 強度行動障害児支援加算算定の流れ

(1) 支給決定までの流れ

	内容	児童発達支援	放課後等デイサービス
1	職員の配置	事業所が強度行動障害児支援加算を算定する場合、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講し、研修を修了した証明書の交付を受けた直接支援職員を配置する必要があります。	事業所が強度行動障害児支援加算を算定する場合、次の研修を受講し、研修を修了した 証明書の交付を受けた直接支援職員を配置し、届出をする必要があります。 強度行動障害児支援加算（Ⅰ） ：強度行動障害支援者養成研修（実践研修） 強度行動障害児支援加算（Ⅱ） ：強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）
2	加算を算定する旨の届け出	事業所が加算を算定しようとするときは、給付費算定に係る体制等に関する届出書を、加算を算定する <u>前月の15日までに指導監査課へ届出する</u> 必要があります。	
3	保護者への説明 ※1	事業所は対象となる児童の保護者へ、加算の対象となる可能性があることについて説明します。また、強度行動障害支援者養成研修を受講した職員による支援の内容と加算を算定することによる利用者負担額への影響等を説明し、加算を算定することについて同意を得ます。その後、別紙1『強度行動障害児支援加算確認表』（以下確認表と言います。）を用いながら事業所が保護者と面接を実施し、合計点数が <u>上記2「障害児通所支援事業強度行動障害児支援加算の内容」における各基準点以上</u> になることを確認します。確認表は保護者へ写しを渡し、加算の対象となるための支給申請の際（新規・変更・更新時）に <u>障害福祉課のケースワーカーへ提出するよう説明</u> します。	
4	支給決定 手続き ※1	障害福祉課は、障害児通所給付費支給申請書と確認表を保護者から受理し、提出された確認表の内容を面接により確認します。確認した結果各基準点以上である場合、申請のあった翌月から強度行動障害児支援加算の決定をし、通所受給者証を交付します。	

※1 横須賀市内にお住まいの利用者の場合の手続。

(2) 研修修了者による支援計画シート等の作成

〈児童発達支援〉

- ① 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成します。
- ② 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合は、当該加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めます。情報交換を行った場合は、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート※2等に反映させるべき内容を記録します。
なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましいです。
- ③ 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行います。

※2 支援計画シート等は、別紙2の「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出）にある「（参考1）支援計画シート（例）」及び「（参考2）支援手順書兼記録用紙例）」を参考に、各事業所の状況に応じた「支援計画シート等」の策定を行って下さい。

《放課後等デイサービス》

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）

- ① 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成します。
- ② 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合は、当該障害児通所支援事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めます。情報交換を行った場合には、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録します。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましいです。
- ③ 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行います。

強度行動障害児支援加算（Ⅱ）

- ① 支援計画シート等については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて作成します。
- ② 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合は、強度行動障害児支援加算（Ⅰ）と同様の対応を行います。
- ③ 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行います。

（3）研修修了者によるサービス提供

《児童発達支援・放課後等デイサービス》

事業所は強度行動障害児支援加算の決定がされた受給者証を確認してから加算の対象になるサービス提供を行います。研修修了者によるサービス提供を実施した日は実績記録票の備考欄に「強行加算」と記入し、保護者に確認印又はサインをもらいます。

（4）研修修了者以外の従事者によるサービス提供の取扱い

強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能です。この場合は以下に掲げる取組を行います。

《児童発達支援》

- ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者または実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認したうえで支援を行います。
- ② 実践研修修了者は原則として2回の指定児童発達支援等の利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認します。

《放課後等デイサービス》

- ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者または実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認したうえで支援を行います。
- ② 実践研修修了者は原則として2回の指定放課後等デイサービス等の利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認します。
- ③ 強度行動障害支援加算（Ⅱ）については上記①及び②並びに、中核的人材研修修了者が、原則として週に1日以上以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行います。

【担当】横須賀市民生局福祉こども部

○支給決定に関する問合せ先

障害福祉課 TEL：046-822-9488

E-mail：hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

○支援計画シート等に関する問合せ先

指導監査課 TEL：046-822-8411

E-mail：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容について、その行動障害がみられる頻度等をあてはめて算出した点数の合計が基準点以上である児童

行動障害の内容	説明	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、爪をはぐなど	週に1回以上	1日に1回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど、相手がケガをしかねないような行動など	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通す、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にも周りにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベットについていられず人や物に危害を加えるなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、便や釘、石などを食べる異食、体に異常をきたしたことがある拒食、特定の物しか食べない偏食など	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になすりつけたり、脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに登るなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	耐えられないような大声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとても抑えられず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行動	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある			あり

(参考 1)

支援計画シート (例) 氏名 (高崎のぞむ) 支援計画者 (〇〇〇〇)			
インタビュー (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)	プランニング (支援計画)	
情報 (見たこと、聴いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
<ul style="list-style-type: none"> ・26 歳男性 自閉症 重度知的障害 ・身長 172 センチ 体重 105 キロ ・高等部卒業後 8 年間で 45 キロ体重増加 ・高血圧 (100 - 160) ・14 歳の時に近所のコンビニで 2 歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している ・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし ・DVD カセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能 ・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい ・個別化された作業環境だと、一度に 20 分から日によっては 1 時間近く継続して作業に取り組むことが可能 ・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっていることが多い ・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる ・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている ・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある ・入浴や歯磨 (うがい) きが 1 時間以上たっても終わらないことが多々見られる ・2 か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う (その後休日のドライブが行けていない) 	<p>生物的事象</p> <p>(疾患や障害、気質など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症 ・生活習慣病の対策が必要 ・健康 ・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい ・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり ・女性や子どもの甲高い声は嫌い ・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり 	<ul style="list-style-type: none"> ① ダイエットと生活習慣病予防 ② 支援付きの外出手段の確保 ③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす ④ 定期的なショートステイの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー ・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる (時間や歩行距離は計画的に増やす) ・休憩時間に個別に深呼吸の練習 ・相談支援事業と行動援護利用の調整 (早急のサービス開始に向けて) ・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認 (支援員が複数回同行予定) ・1 日に作業 1 種類、自立課題 6 種類を準備 ・1 日単位の個別のスケジュールを当面固定 ・スケジュールの伝達方法を調整 ・スケジュールの提示場所は静養室 ・3 つ程度の活動を写真・カードで提示 ・静養室の休憩時間の終わりはタイマー ・スケジュール変更時に家庭に連絡 ・家庭での影響を確認 ・月に 2 回 (各 1 泊) 生活介護事業所併設のショートステイを活用 (要調整) ・曜日の固定 ・他の利用者との調整 ・宿泊時に必要なものを確認 ・夜間・早朝のスケジュール確認 ・最初の実施日
	<p>心理的事象 (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人で行う作業や自立課題は 20 分程度集中して取り組む ・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に 静止すると混乱することが多い (大声・床を叩く・頭突き等に表れる) ・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある ・刺激が少ない場所で、一人であることを好むが、30 分以上続くと混乱することがある ・笑顔や人のかかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない ・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない 		
	<p>社会的な事象 (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活が続けることの困難さを感じている ・家庭以外での外泊経験は 15 年以上経験していない ・2 年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている (行動障害対応が可能か不確定) 		

(参考2)

支援手順書 兼 記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013年10月24日(木)			作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	榛名陽子
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30- 10:00	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静養室(スケジュール)→静養室(着替え)→静養室(休憩)→アラーム(9:50)→作業室		
10:00- 10:45	班別 活動	【スケジュール2: DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム→トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)		
10:45- 11:00	お茶 休憩	【スケジュール3:お茶休憩】 作業室→静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(お茶休憩)→アラーム→作業室		
11:00- 11:45	班別 活動	【スケジュール4: DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム→トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)→静養室		
11:45- 12:45	昼食 昼休み	【スケジュール5:昼食】 静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(スケジュール)→食堂(昼食)→静養室(休憩)		
12:45- 13:30	散歩	【スケジュール6:散歩】 アラーム(12:45)→トイレ→静養室(スケジュール)→玄関(靴の履き替え)→公園→玄関(靴の履き替え)→静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(休憩)		
13:30- 14:35	自立 課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム(13:30)→作業室(自立課題15分)→静養室(休憩15分)→アラーム→作業室(自立課題15分)→静養室(休憩20分)		
14:35- 15:00	帰り	【スケジュール8:帰宅】 アラーム(14:35)→トイレ→静養室(スケジュール)→静養室(着替え)→玄関(靴の履き替え)→送迎		

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- ロッカーは静養室に移動しました。着替えは静養室で行ってください。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに20分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】